

平成三十年

彌彦神社

かゆうらしんじ
粥占神事
すみおきしんじ
炭置神事

占定書

かゆうら神事

すみおき神事

果物	七分	一月	てり
うり	五分	二月	てりてり
たばこ	五分	三月	てり
こがい(蚕)	四分五厘	四月	てり雨
早稲	四分五厘	五月	てり風少
中稲	六分	六月	てり雨少
晩稲	六分	七月	てり雨
大豆	四分五厘	八月	てり雨少
小豆	六分	九月	てり
海幸	五分五厘	十月	てり
川幸	五分	十一月	てり風
一切草木	四分五厘	十二月	てり雨

御釜の内 上 水気あり

この占定書は、当社で数百年前の昔から、毎年一月十五日夕刻から十六日未明にかけ、古伝によって行なわれる粥占・炭置神事で神占せられた本年の作物や漁撈の豊凶と月々の天候であります。(冬期間の「てり」は雪、「雨少」は雨が少しある意)伊夜日子大神様は、この地方開発の大神様で、農耕、漁撈、造林、酒造をはじめ工鉦業など産業の基を開かれ、その育成発展をお護り下さる大神様であります。殊にこの神事は、宮司以下が奉仕して頗る厳重に行なわれ、その神占は農家の深い信仰を以て重宝せられておりますので、崇敬者の求めにより印刷し頒つものであります。

平成三十年一月十六日

彌彦神社 社務所